



愛知長久手ロータリークラブ

2020-21

WEEKLY



ロータリーは機会の扉を開く

例会日=毎週火曜日 PM12:30 例会場=トヨタ博物館「小ホール」

会長 富田盛義 幹事 神谷恵理 会報 中川清子

Email: a.nagakuterc@aurora.ocn.ne.jp

事務局 TEL:0561-64-5446

FAX:0561-64-5459

Rotary ロータリーは機会の扉を開く

ロータリーは機会の扉を開く

Rotary ロータリーは機会の扉を開く

本日 第 805 回 2020 年 12 月 8 日(火曜日)786 号

<本日のプログラム> Today's Program

◇ 点 鐘

◇ ロータリーソング 「我らの生業」

卓話 : 「クラブフォーラム」

進行 : 会長・幹事

前回 第 804 回例会 2020 年 12 月 1 日(火曜日)記録

員 総 数 17 名

出 席 者 12 名

出 席 率 70.58%

<会長挨拶>



愛知長久手ロータリークラブ
会長 富田盛義

皆さんこんにちは。今日から師走ですがコロナに負けないで1年間を締めくくりましょう。

秋から冬にかけてジビエのシーズンがやってまいりました。ジビエは、狩猟で得られる野生鳥獣類を意味するフランス語です。家畜にはない自然な味わい、力強い香りがあり最近では1年中食べられるようになりましたが、体に脂肪を蓄えていちばんおいしくなる旬は、狩猟が解禁される秋から冬です。

日本で狩猟できる鳥獣は48種あるが、代表的なのがイノシシとシカである。フランスで、ジビエは最高級食材として珍重されてきた。人口減少が進む日本では野生動物のシカ・イノシシの数は爆発的に増加している。

農産物の被害が200億円を超える年が続く、各地で駆除対策が積極的にとられている。駆除した鳥獣の大半は、土に埋めたり焼却で廃棄される。その一部を食用として料理してきた。シカは紅葉、イノシシは牡丹・山鯨の名称で今も鍋料理を食べている。駆除された鳥獣を成仏させるために、残すことなくおいしく食していきたい。

■ニコボックス委員会■

- ・本日もよろしくお祈いします。師走になりました。皆様お体気をつけて下さい。
- ・皆様本日もよろしくお祈いします。
- ・奥野さん長い間有り難うございました。又、お目にかかれます事、楽しみにしています。
- ・本日もよろしくお祈い致します。
- ・本日もよろしくお祈いします。
- ・年次総会よろしくお祈い致します。
- ・良いお天気ですね。一日も早いコロナの収束を願います。本日は会長幹事よろしくお祈いします。
- ・本日も宜しく御願い致します。
- ・本日もよろしくお祈いします。
- ・寒さも少しづつ増してきました。風邪コロナ等増々気をつけねばと思います。本日も宜しくお祈いします。
- ・本日もよろしくお祈いします。
- ・本日もよろしくお祈い致します。

富田盛義
神谷恵理
丹羽司一
白石政二郎
伊藤広治
山田文明
中川清子
青山和成
田中信子
奥野悦弥

伊藤 真
小谷恒夫

“ キネトコープ 一人で覗いて^{のぞいて} いい気分 君の瞳は1:2:1 黄金比 ”

<幹事報告>

- ① 次回例会は、12/8(火)トヨタ博物館 12:30-13:30 となります。本日例会終了後は、第6回理事役員会がございまして、よろしくお祈いいたします。
- ② メール・FAXにてお知らせしておりますが、12/19(土)夜間例会を会予定しておりましたが、新型コロナウイルス感染症の影響もございまして、有志の会として開催いたします。
出欠の連絡をまだされていない方は、例会終了後までに事務局にご連絡お祈いいたします。

<卓話>

「年次総会」 小規模クラブ委員会構成

進行：伊藤真会長エレクト

現実的なクラブの対応 1

CLPの新しい発想

CLPを採用する場合、どうしても避けて通ることのできないステップに委員会構成の合理化があげられます。どのような委員会構成を採用すれば、効率のよいクラブ運営ができるのでしょうか。以前の推奨ロータリークラブ細則は大規模クラブを対象にして作られたものだったので、中小規模のクラブがそのまま採用すれば、一人の会員が幾つもの委員会を兼任せざるを得なくなり、結果として満足な委員会活動ができないという問題が起っていました。細則に記載されている委員会をすべて設置して、一名の委員長と二名の委員を置いて、さらに定款で定められている役員を加えれば、70名規模のクラブでなければ、この委員会構成を採択できない計算になります。もっとも、クラブ細則はクラブが独自に決めることが可能なので、自らのクラブの規模にふさわしいように委員会を統廃合して、クラブの運営を合理化すれば良いのですが、日本のほとんどのクラブはこの作業をせず、推奨クラブ細

則をそのまま採用して、無駄な委員会に数少ない会員を二重三重に張り付けているケースが大部分でした。

今回、CLPに基づいた新しい推奨クラブ細則が発表されましたが、その冒頭に「本細則は単に推奨されるにすぎない。従って、ロータリークラブは、標準ロータリークラブ定款、RI

定款、RI細則、およびロータリー章典と矛盾しない限り、クラブ自身の事情に応じて変更することができる。」と書かれているにもかかわらず、それをそのまま採用することを前提にして、賛成、反対の議論に花が咲いているようです。どうも、日本人の、お上から与えられたものをそのまま受け容れるという悪い習慣は、なかなか治らないようです。要は、小規模のクラブでも効率的に運営できるような委員会構成を考えることが、CLPを成

功裏に導く第一歩なのです。

1927 年に開催されたオステンド大会で、ロータリーに四大奉仕の考え方が導入されましたが、それ以前は、ロータリーの諸活動をクラブ内諸活動とクラブ外諸活動に二分して考えていました。この考え方を採用すると、中小規模のクラブに適した、きわめて合理的な委員会構成ができます。

まず、ロータリー活動をクラブ内諸活動 **Club internal activities** とクラブ外諸活動 **Club external activities** に二分します。クラブ内活動は会員自身に関わる会員委員会と、クラブ管理に関わるクラブ管理委員会によって構成されるクラブ奉仕委員会が担当し、クラブ外活動は例会外で行う奉仕活動全般、すなわち職業奉仕委員会、社会奉仕委員会、国際奉仕委員会によって構成される奉仕活動委員会が担当します。RI の提案ではこの委員会を奉仕プロジェクト委員会に一括していますが、四大奉仕の原則からは、クラブ奉仕を除く三つの委員会に分割する方がベターだと思います。

会員委員会は、従来の会員増強・会員選考・職業分類・ロータリー情報・親睦活動各委員会の職務を行い、クラブ管理委員会は、プログラム・出席・広報・雑誌・会報各委員会の職務を行います。

社会奉仕委員会は、社会奉仕、インターアクト・ローターアクト・ライラを含む新世代委員会の職務を、国際奉仕委員会は、世界社会奉仕・国際交流・国際青少年交換・ロータリー財団・米山奨学委員会の職務を行います。小規模のクラブでは、クラブ奉仕委員会と奉仕活動委員会を常任委員会にして、クラブ管理・会員・職業奉仕・社会奉仕・国際奉仕の各委員会を小委員会にすれば、少ない人数でも対応できますし、中規模乃至は大規模のクラブでは、小委員会を常任委員会にして、それぞれの具体的な専門分野を小委員会にすれば、ほぼ従来の委員会構成を踏襲した形で収まると思います。ただし、会員増強、会員選考、職業分類は会員増強委員会に統合、雑誌、会報、広報と、プログラム、出席はそれぞれ統合可能です。小規模クラブでは、ロータリー財団と米山奨学委員会を国際奉仕委員会に統合せざるを得ませんが、可能な限り独立させる方が望ましいと思います。

小規模クラブ委員会構成例

・理事会 ・常任委員会 ・小委員会 ・具体的な職務内容 ・クラブ奉仕委員会

クラブ内の諸活動を担当クラブ管理委員会プログラム・出席・広報・雑誌会報・インターネット・親睦会員委員会会員増強・会員選考・職業分類ロータリー情報・奉仕活動委員会

クラブ外の諸活動を担当職業奉仕委員会 社会奉仕委員会社会奉仕・新世代(インターアクトローターアクト・ライラ)国際奉仕委員会世界社会奉仕・国際交流・国際青少年交換・ロータリー財団・米山奨学中・大規模クラブ委員会構成例

理事会

常任委員会小委員会

クラブ奉仕委員会例会 (プログラム・出席)

広報 (雑誌・会報・インターネット)

親睦

会員 (会員増強・会員選考・職業分類・ロータリー情報)

職業奉仕委員会

社会奉仕委員会新世代 (インターアクト・ローターアクト・ライラ)

国際奉仕委員会世界社会奉仕・必要ならば 国際交流・国際青少年交換

ロータリー財団・米山奨学

ここで示した委員会構成は、あくまで一例に過ぎません。各クラブの人数、奉仕活動の重点目標に合わせて、作成する必要があります。

クラブ独自の委員会構成の大本になるのがクラブ細則です。先ずクラブの実情に合致したクラブ細則を制定して、それに基づいて役員構成や委員会構成を考えてください。

現実的なクラブの対応 2

ロータリー・クラブ細則例

2004 年 11 月に開催された RI 理事会において、クラブ・リーダーシップ・プラン

CLP が審議され、これに準拠した新しい推奨ロータリークラブ細則が発表されました。CLP は会員数が激減し

たり、クラブの機能喪失によって、消滅したり、他のクラブと合併せざるを得ない危機に瀕しているクラブを活性化するためのプランですが、四大奉仕に基づいた委員会構成を採用していない点や、さらに常任委員会の構成に関して、日本のロータリアンの間にはかなりの抵抗があるようです。そこで、四大奉仕に基づいた委員会構成を前提にして、日本のロータリアンに受け入れられ易いようにアレンジしたクラブ細則を作ってみました。

CLP の趣旨に従って可能な限り委員会を統廃合して、委員会構成をスリム化してみました。大規模クラブでは会員数に応じて委員会数を増やすことも可能です。要は、所属委員会の活動に専念できるように、一人の会員が一つの委員会に所属するように配慮することです。そして現実の委員会構成を反映するように、クラブの実態に沿ったクラブ細則を整備することです。この試案はあくまでも参考に過ぎません。皆さまのクラブの実態に沿った最適のクラブ細則を考えてみてください。なおこの細則例は前述の大・中規模クラブを想定したものです。

第 1 条 定義

1. 理事会：本クラブの理事会
2. 理事：本クラブの理事会メンバー
3. 会員：名誉会員以外の本クラブ会員
4. RI：国際ロータリー
5. 年度：7月1日に始まる12カ月間

第 2 条 理事会

本クラブの管理主体は本クラブの会員8名により成る理事会とする。すなわち本細則第3条第1節に基づいて選挙された4名の理事、会長、副会長、会長エレクト（または、後任者が選挙されていない場合は会長ノミネー）、幹事および会計である。

注:① 人数の多いクラブでは、理事に直前会長を加えて理事会9名とする

② 4名の理事とは四大奉仕部門の委員長である。

③ 幹事、会計は職権理事とする。

第 3 条 理事および役員選挙

第1節 年次総会の1カ月前の例会において、議長は指名委員会の開催を通告する。指名委員会は次々年度会長候補者を指名して、年次総会1週間前の例会において、その氏名を発表しなければならない。年次総会の1カ月前の例会において、議長は、会長ノミネーに対して、次年度副会長、幹事、会計および他の4名の理事候補者の指名を要請する。会長ノミネーは、候補者を指名して、年次総会1週間前の例会において、その氏名を発表しなければならない。

指名委員会および会長ノミネーより指名をうけた候補者は、年次総会において投票に付せられ、各々最多投票数を獲得した候補者をもって当選者とする。ただし、候補者の数が投票に付される役員および理事の定数を越えない場合は、口頭による採決をもって、これに代えることができる。

前記の投票によって選挙された次々年度会長候補者は、会長ノミネーとなり、その選挙の後の次の7月1日に始まる年度に、会長ノミネーのまま理事会のメンバーを務め、理事会のメンバーを務めた年度直後の7月1日に、会長に就任する。会長ノミネーは、後任者の選挙が行われた後に会長エレクトの役職名が与えられる。

第2節 選挙された役員および理事によって理事会を構成する。会長エレクトは、選挙によって決定した理事エレクトを招集して、1週間以内に会場監督を決定しなければならない。

第3節 理事会またはその他の役職に生じた欠員は、残りの理事の決定によって補填する。

第4節 役員エレクトまたは理事エレクトに生じた欠員は、残りの役員エレクトまたは理事エレクトの決定によって補填する。

注:① ほとんどのクラブは指名委員会による指名と、年次総会における選挙によって理事および役員を決定しているため、その手続きを明文化しておく必要がある。

② 年次総会で、直接投票によって会長ノミネーを選ぶ方法もあるが、日本では会長経験者で構成された指名委員会に候補者の指名を委ねる方法が一般的である。

③ 指名委員会は現会長および過去4代の会長、計5名で構成される場合が多い。

④ 指名委員長は、最も古い4代前の会長もしくは現会長のいずれかに定めておくと、指名作業が円滑に進む。

⑤ 理事や役員指名は会長エレクトの専任事項なので、指名委員会が介入しない方がよい。

⑥ 会長および理事、役員決定は規約上は選挙となっている。現実には、指名された役職別の候補者数と定員とが同数になる場合が通例だが、一応の選挙方法は定めておく方がよい。

第 4 条 役員の仕事

第 1 節 会長。本クラブの会合および理事会の会合において議長を務め、その他通常その職に付随する仕事を行う。

第 2 節 会長エレクト。会長エレクトは理事会のメンバーとしての仕事およびその他会長または理事会によって定められる仕事を行う。

第 3 節 副会長。会長不在の場合は本クラブの会合および理事会の会合において議長を務め、その他通常その職に付随する仕事を行う。

第 4 節 幹事。幹事の仕事は、会員の記録を整理保管し、会合における出席を記録し、クラブ、理事会および委員会の諸会合の通知を送信し、これらの会合の議事録をつくらせてこれを保管し、毎年 11 日および 7 月 1 日現在の半期会員報告、半期報告を提出した 7 月 1 日または 1 月 1 日より後にクラブ会員に選ばれた正会員について 10 月 1 日と 4 月 1 日現在の四半期会員報告、会員資格変更報告、毎月の最終例会の後 15 日以内に地区ガバナーに対して行わなければならない月次出席報告を含む、諸種の義務報告を RI に対して行い、RI 公式雑誌の購読料を徴収してこれを RI に送金し、その他通常その職に付随する仕事を行う。

第 5 節 会計。会計の仕事は、すべての資金を管理保管し、毎年 1 回およびその他理事会の要求あるごとにその説明を行い、その他通常その職に付随する仕事を行う。その職を去るに当たっては会計はその保管するすべての資金、会計帳簿、その他あらゆるクラブ財産を、その後任者または会長に引き継がなければならない。

第 6 節 会場監督。会場監督の仕事は通常その職に付随する仕事、およびその他会長または理事会によって定められる仕事を行う。

第 5 条 会合

第 1 節 年次総会。本クラブの年次総会は毎年 12 月に開催される。この年次総会において次年度の役員および理事の選挙を行わなければならない。

第 2 節

本クラブの毎週の例会は_____曜日_____時に開催する。例会に関するあらゆる変更または例会の取消はすべてクラブの会員全部に然るべく通告されなければならない。本クラブの瑕疵なき会員はすべて、名誉会員（または標準ロータリー・クラブ定款第 8 条第 3 節および第 4 節の規定に基づき、出席を免除された会員）を除き、例会の当日、その出席または欠席が記録され、その出席は、本クラブまたは他のロータリー・クラブにおいて、その例会に充当された時間の少なくとも 60 パーセントに出席していたことが実証されるか、もしくは標準ロータリー・クラブ定款第 8 条第 1 節と第 2 節の規定によるものでなければならない。

第 3 節 会員総数の 3 分の 1 をもって本クラブの年次総会および例会の定足数とする。

第 4 節 定例理事会は毎月_____に開催される。臨時理事会は会長が必要ありと認めたとき、または 2 名の理事からの要求があるとき、会長によって招集される。但しその場合然るべき予告が行われなければならない。

第 5 節 理事の過半数をもって理事会の定足数とする。

注:① ロータリーの規約によって定められた会合は、年次総会、例会および理事会であり、しばしば用いられる臨時総会という言葉は存在しない。

② 例会の定足数は会員総数の 3 分の 1、理事会の定足数は理事会メンバーの過半数であり、それに満たなかった場合、これらの会合は成立しない。

③ 役員選挙の年次総会は 12 月 31 日までに開催しなければならない。

第 6 条 入会金および会費

第 1 節 入会金は_____とし、入会承認に先んじ納入しなければならない。

第 2 節 会費は年額_____とし、各半年ごとの各支払額のうちの一部は各会員の RI 公式雑誌の購読料に充当するという諒解の下に、毎年 2 回 7 月 1 日および 1 月 1 日に納入しなければならない。

注:①入会金や会費の額、およびロータリアン誌の購読料は細則で定められているので、これらの額を変更するた

めには細則の変更が必要であり、定足数を満たした例会における会員の承認を要する。

第 7 条 採決の方法

本クラブの議事は、役員および理事を投票によって選挙する場合を除き、口頭による採決をもって処理されるものとする。理事会は、特定の決議案を、口頭ではなく投票により処理することを決定することができる。

注:多数決による採決は、確かに民主主義的な決め方かも知れない。しかしクラブ内における会員の親睦を第一義に考えるならば、なるべく満場一致を原則とし、異論を唱える会員がいるような案件は強行しない配慮が必要である。

RI が推奨するロータリークラブ細則には

「第 8 条 四大奉仕部門四大奉仕部門は、本ロータリー・クラブの活動のための理念と実践の枠組みである。それはクラブ奉仕、職業奉仕、社会奉仕、および国際奉仕である。本クラブは、四大奉仕部門の各部門に積極的に取り組むこととする。」

という条文があるが、これは RI 推奨ロータリークラブ細則の第 9 条に記載されている CLP に基づく委員会構成が、従来の四大奉仕に基づく委員会構成とかけ離れたものになっているため、断り書きとして新設された条文だと考えられる。従って四大奉仕に基づく委員会構成を採用するのなら、この条文は必要ない。

第 8 条 委員会

第 1 節 常任委員会

(a) 会長は理事会の承認の下に次の常任委員会を設置する。

クラブ奉仕委員会 職業奉仕委員会 社会奉仕委員会 国際奉仕委員会

(b) 会長は理事会の承認の下にクラブ奉仕、職業奉仕、社会奉仕および国際奉仕について、必要と考える特定分野を担当する委員会を設置することができる。

(c) クラブ奉仕委員会、職業奉仕委員会、社会奉仕委員会および国際奉仕委員会は、それぞれ会長が理事の中から任命する委員長および委員をもって構成する。

(d) 会長は職権上すべての委員会の委員になり、委員会に付随するあらゆる特典をもつ。

(e) 各委員会は本細則によって付託された職務と、会長または理事会が付託する事項を処理しなければならない。理事会によって特別の権限を与えられた場合を除き、これらの委員会は、理事会に報告してその承認を得るまでは行動してはならない。



12月19日(土)	12月22日(火)	12月29日(火)	1月5日(火)
休会	規定休日	休会	新年第一夜間例会
			(未定)